国体準備委員会第3回常任委員会 平成26年5月26日決定 令和2年10月28日一部改正

## 特別国民体育大会競技運営基本方針

特別国民体育大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日スポ協」という)の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「国民体育大会開催基準要項細則」並びに「特別国民体育大会開催基本構想」に基づくとともに、次の方針により実施する。

- 1 実施競技は、正式競技、特別競技、公開競技及びデモンストレーションスポーツとする。
- 2 正式競技,公開競技及び特別競技の運営は、日スポ協加盟の各競技団体及び公益 財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。また、デモンストレーションスポーツ の運営は、県競技団体等が主管する。
- 3 正式競技及び特別競技の運営は、日スポ協の定める「国民体育大会各競技会開催 にあたる競技役員編成基準」及び「特別国民体育大会競技役員等編成基本方針」に 基づき行うものとする。
- 4 競技用具は、競技運営に支障がないよう県及び会場地市町村において計画的に整備する。
- 5 競技記録及び成績の収集·速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、 迅速かつ正確に処理する。
- 6 競技会の運営能力の向上を図るためにリハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の大会及び各種競技に対する関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。
- 7 その他,競技運営の諸企画及び実施にあたっては,競技団体及び関係機関と十分な連携を図り,適切に行うものとする。